

Q：書類の提出・申請場所はどこですか？

A：事業所を管轄する各ハローワークとなります。下段、(5) キャリアアップ助成金相談、申請窓口一覧を参照ください。

Q：各助成金の支給要件について確認したい。

A：支給要件については細かく決まっておりますので、まずは【キャリアアップ助成金のご案内】というパンフレットがHPよりダウンロード可能ですので、そちらをご覧ください。
ご不明な点は各管轄ハローワークまでお問い合わせください。

Q：現在の審査状況はどうなっていますか？

A：東京局に関しましては、(7月10日現在) 支給申請から、人材育成…7～8か月前後。人材育成以外(正社員化等)…5～6か月前後審査完了までかかっております。
お時間かかっておりまして申し訳ございません。

キャリアアップ計画について

Q：キャリアアップ計画書を提出し、認定を受けているが、その控えを紛失した場合はどうしたらいいか？

A：計画書の写しを再発行することができます。HP上にある再交付申請書(様式東1号)をご記入の上、東京労働局まで(×ハローワーク)郵送またはご持参ください。(送り先住所は窓口一覧参照)

※東京局独自の様式となります。他都道府県で再発行される場合は事前に様式や手続きの流れをご確認いただきますようお願いいたします。

正社員化コースについて

Q：対象となる労働者について、転換前に雇用保険被保険者である必要がありますか？

A：パンフレット(以下パンフ)p.13の対象となる労働者①～⑧までを満たしていれば、雇用保険被保険者である必要はありません。※正社員転換後は雇用保険、社会保険加入の必要があります(パンフp.15)。

Q：就業規則に転換規定を作り施行しているが、労働基準監督署への届け出が遅くなった場合、支給申請に影響ありますか？

A：正社員化コースに限らず、①転換日より前の施行日であること、②支給申請時点で労働基準監督署への届け出が済んでること、の2点を満たしていれば助成金の申請には影響ありません。ですが、原則は速やかな届け出をお願いしております。

Q：キャリアアップ計画書提出前から働いている方については正規転換の対象者になりますか？

A：パンフ p.13 の対象となる労働者①～⑧までを満たしていれば、計画書提出前から働いている場合でも対象となります。

Q：申請を取り下げたい場合は、どうしたらよろしいでしょうか？

A：正社員化に限らず、申請を取り下げ場合は、取下げ願い(HPより東京局の様式がダウンロードできます)を記入の上、東京労働局まで郵送またはご持参ください。(様式東2～4号)

※東京局独自の様式となります。他都道府県で再発行される場合は事前に様式や手続きの流れをご確認いただきますようお願いいたします。

生産性要件について

Q：具体的にいつの申請から対象となってきますか？

A：各コースによって異なります。下図を参照ください。

正社員化コース※	平成29年4月1日以降に 転換または直接雇用 された場合
人材育成コース※	平成29年4月1日以降に 訓練計画届を出した訓練 が終了した場合
賃金規定等改定コース※	平成29年4月1日以降に 実施 された場合※1
健康診断制度コース※	平成29年4月1日以降に 規定 された場合
賃金規定等共通化コース※	平成29年4月1日以降に 実施 された場合
諸手当制度共通化コース※	平成29年4月1日新設コースの 為対象
選択的適用拡大導入時処遇改善コース※	平成29年4月1日新設コースの 為対象
短時間労働者労働時間延長コース※	平成29年4月1日以降に 実施 された場合

※ 生産性要件1%以上6%未満の場合のケースについては平成29年5月1日以降対象

※1 中小企業において3%以上増額した場合については平成28年10月1日以降対象

Q：生産性要件に該当しない場合はどういうケースがありますか？

A：生産性要件は直近の会計年度と、その3年前の会計年度との生産性の比較となります（パンフ p.7）。

その為、①3年前に会社が設立されていない場合、②3年前に雇用保険被保険者が0人の場合、③3年前の会計年度が1年に満たない場合、については比較ができないため対象外となります。

Q：生産性要件の計算式（パンフ p.7）の雇用保険被保険者数は、いつ時点の人数ですか？

A：該当の会計年度の末日時点の人数です。（例…4/1～3/31の場合、3/31時点）

Q：生産性がマイナスの場合、マイナス幅の縮小ということで加算を受けられますか？

A：生産性がマイナスの場合、加算は受けられません。

Q：3年度前は個人。現在は法人化している場合、対象外となりますか？

A：個人⇒法人。または、法人⇒個人。どちらの場合においても、3年度前から継続して雇用保険の適用事業所であれば対象となります。

Q：生産性要件に関する資料は、必ず提出の必要があるか？また、申請時に毎回提出の必要はあるか？

A：加算を受けるために必要な書類の為、希望されない場合（又は該当しない場合）は提出の必要はありません。また、一度生産性要件に該当する旨労働局より認定された場合は、当該会計年度中は再提出の必要はございません。

人材育成コースについて

Q：訓練計画届を提出後、内容に変更がある場合どうしたらいいですか？

A：計画変更届の提出が必要となります（管轄ハローワーク）。ただ、軽微な変更の場合変更届が不要の場合もございます。詳しくはパンフ p.30 を参照ください。

賃金規定等改定コースについて

Q：(パンフ p42) すべて、**一部**の、とあるが一部とはどういうケースのことをいうのですか？

A：例えば、職種…営業職と事務職とあった場合、営業職のみを改定する場合。など、**雇用形態別**または**職種別**など合理的な理由に基づく区分ごとに改定する場合です。

健康診断制度コースについて

Q：延べ**4人以上**に実施、とあるが、同じ人が2年で2回受診しても2人分となるか？

A：貴意の通りです。(ただし、一つの検査を数日かけて行う場合は、複数カウントはできません)

諸手当制度共通化コースについて

Q：パンフ p.57 にある手当(1)～(1.1)以外の手当について共通した場合、(例：資格手当等) 助成金の対象になりますか？

A：現状は(1)～(1.1)の手当以外は対象外となっております。

※手当の名称が一致していない場合でも、趣旨・目的から判断して実質的に(1)～(1.1)までに該当していれば要件を満たします。

※平成29年7月10日時点の内容となります。

今後制度改正などで解釈が変わる可能性があります。